

参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号

昭和五十六年十月十六日(金曜日)

午前十時三十六分開会

委員の異動

十月八日

辞任

瀬谷 英行君

補欠選任

小谷 守君

十月十六日

辞任

田中 正巳君

補欠選任

後藤 正夫君

名尾 良孝君

秦野 章君

鳩山威一郎君

円山 雅也君

堀江 正夫君

井上 裕君

森山 眞弓君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

安田 隆明君

斎藤栄三郎君

中西 一郎君

村上 正邦君

福岡 知之君

多田 省吾君

井上 孝君

井上 裕君

小澤 太郎君

後藤 正夫君

関口 恵造君

長谷川 信君

堀江 正夫君

増岡 康治君

森山 眞弓君

小谷 守君

委員以外の議員

発議者

発議者

発議者

政府委員

自治省行政局選

事務局側

常任委員会専門

員

宮之原貞光君

大川 清幸君

田代富士男君

近藤 忠孝君

野末 陳平君

金丸 三郎君

古賀雷四郎君

降矢 敬義君

松浦 功君

大林 勝臣君

高池 忠和君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸三郎君外四名発議)

○委員長(安田隆明君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

去る八日、瀬谷英行君が委員を辞任され、その補欠として小谷守君が選任されました。

また、本日、田中正巳君、名尾良孝君、秦野章君、鳩山威一郎君及び円山雅也君が委員を辞任され、その補欠として後藤正夫君、関口恵造君、堀江正夫君、井上裕君及び森山眞弓君が選任されました。

○委員長(安田隆明君) この際、御報告申し上げます。

○委員以外の議員の委員会出席に関する理事会申合せ

公職選挙法の一部を改正する法律案の審査中、本委員会に委員の割当のない第二院クラブ及び一の会の所属議員各一名の委員会出席を認めるものとする。

この場合、あらかじめ委員長にその氏名を届け出るものとする。

以上のとおりでございますので、御承知願います。

○委員長(安田隆明君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者金丸三郎君から趣旨説明を聴取いたします。金丸君。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

参議院議員選挙制度につきましては、ここ十年以上にわたりまして各界各層において論議されてまいりました。全国区制度につきましては、その改革を要するとののが大方の一致した意見であると存じます。

われわれも、ここ数年にわたり全国区制度の改正について綿密なる研究討議を重ねてまいりました。そして成案を得るに至りましたので、ここに法律案として提案するに至った次第でございます。

全国区制度の改正につきましては、まず参議院にふさわしい人をより得やすい制度にすることが必要だと考えます。さらに、現在の全国区制度が国全体という広大な地域を選挙区とし、八千万人の有権者を対象とする個人本位の選挙となっておりますので、有権者にとって候補者の選択が著しく困難であること、また、多くの候補者にとりまして膨大な経費を要することなど、これらの問題の解消を図ることが必要であると考えます。加えて、政党が議会制民主主義を支える不可欠の要素となっており、また、国民の政治的意見形成の媒体として重要な機能を果たしている現状に目を向ける必要もあると存じます。これらの諸点を総合的に勘案いたしまして、現在の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に改めることが適当であるとの結論に達したのであります。この結論のもとに、現行の参議院議員の選挙制度の仕組みを根本的に改めることとし、都道府県を単位とする選挙区選挙と拘束名簿式比例代表制選挙とから成る新しい参議院議員選挙制度を設けることといたしました。

参議院議員選挙にこの比例代表選挙を導入することにより、従来の全国区制度が個人本位の選挙であったことから生ずる各種の弊害を是正することができ、さらに、比例代表選挙における候補者名簿に登載することにより参議院議員にふさわしい人材を得ることがより可能になり、また有権者の意思を適正に国政に反映することができるようになるものと考えます。

以下、その大要を申し上げます。

第一は、候補者名簿についてであります。比例代表選出議員の候補者を順位を付して記載した候補者名簿は、一定の要件を備えた政党その他の政治団体に限り届け出ることができるといたします。

一定の要件とは、五人以上の所属の国会議員を有すること、直近の衆議院議員総選挙または参議院議員総選挙に関する特別委員会会議録第二号

説の場合の選挙運動員等の制限」に、
 〔氏名等の掲示に關しその他必要な事項〕
 第百七十三條（参議院全国選出議員の候補者の氏名等の
 第百七十四條（氏名等の掲載の順序その他掲示の手続）
 第百七十五條（氏名等の掲示を中止する場合）
 掲示）

の掲示」を「第百七十五条（投票記載所の氏名等の掲示）」に、「第百七十八条の二（選挙期日後の文書図画の撤去）」を「第百七十八條の二（選挙期日後の文書図画の撤去）」を「第百七十八條の三（参議院議員の選挙における選挙運動の様態）」に、

を「第百七十三条及び第百七十四条削除」に、「第百七十五条の二（投票記載所の氏名等

「第百七十九条（収入、寄附及び支出の定義）」を「第百七十九条（収入、寄附及び支出の定義）（適用除外）」の二（適用除外）に改題する。

に、「第十四章の二 衆議院議員及び参議院議員の選挙の特例」を「第十四章の二 衆議院議員及び参議院（選挙区選出）議員の選挙の特例」に、「第二百一条の五―第二百一条の十一」を「(第二) 第二百二十四条の二（おとり罪）」を「第二百二十四条の百一条の五―第二百一條の十五」に、「第二百二十四条の二（おとり罪）」を「第二百二十四条の

二（おとり罪）に、「第二百二十八条（投票関涉罪）」を「第二百二十八条（名簿登載者の選定に関する罪）」に、「第二百二十八条（投票関涉罪）」を「第二百二十八条（投票干渉罪）」に、「第二百七十一条の三（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の四（参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例）」に改める。

第四条第二項中「全國選出議員」を「比例代表選出議員」に、「地方選出議員」を「選挙区選出議員」に改める。

第十五条の二第二項中「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に、「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（比例代表選出）議員」に改める。

第五條第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除外、参議院（全國選出）議員」を「除外に、〔除外、参議院（全國選出）議員〕を〔除外改める。院地方選出議員〕を〔参議院選挙区選出議員〕に

院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同条第二項及び第三項中「参議院議員」に改める。

第十二条第一項中「参議院（地方選出）議員」に改める。

第十二条第二項及び第二十三條第一項中「参議院全國選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同条第二項中「参議院（全国選出）議員」を「参議院（比例代表選出）議員」に改める。

第三十四条第四項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第五項中「除く外」を「除くほか」に、「参議院全国選

第十四条の見出しを「参議院選挙区選出議員の選挙区」に改め、同条中「参議院（地方選出）議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第三十七條第三項中「地方選出議員」を「選出議員」に、「全國選出議員」を「比例代表選出議員」に改める。

第四十六條第一項中「選舉人」を「參議院（比例代表選出）議員」に變更し、以下同様に、

は、選挙人は、投票所において、投票用紙に「選挙人」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙については、選挙人は、投票所において、投票用紙に「参議院議員」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

の名簿届出政党等（第八十六条の二第一項《名簿による立候補の届出》の規定による届出をレ

た政党その他の政治団体をいう。以下同じ。の
同項の届出に係る名称又は略称を自書して、こ
れを投票箱に入れなければならない。

第四六条の二第二項中第六十八條を「第六十八條第一項」に、「同條第二號」を「同項第二號」に、「同條第三號及び第四號」を「同項第三號及び第四號」に、「同條第五號」を「同項第五號」に、「氏名の外」を「氏名のほか」に、「もの」として、

一もの「たなし」に、「同条第六号」を「同項第六号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「同一氏名等の候補者」を「同一氏名の候補者等」に改める。

第四十八條第一項中「因り」を「より」に改め、「氏名」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙

を、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「氏名」の下に「又は一の名簿届出政党等の

名称若しくは略称」を加える。

第四十九条第二項中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「第一項但書」を「第二項ただし書」

に、「第四十六条第一項」を「第四十六条第一項及び第二項」に、「第五十条（選挙人の確認及び投票の拒否）及び」を「次条並びに」に改め、同条第二項

中「第四十六條第一項、第五十條及び」を「第四十六條第二項及び第二項、次條並びに」に改める。

第五十七條第一項中「因り」を「より」に、「參議院全國選出議員」を「參議院比例代表選出議員」に、「但し」を「ただし」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「及び」を「及び」に、「同」を「同」に、「參議院」を「參議院」に、「全國選出議員」を「全國選出議員」に、「比例代表選出議員」に改める。

とを」に改める。同条第二項中「一参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第六十一条第三項中「地方選出議員」を「選挙区選出議員」に、「全国選出議員」を「比例代表選出議員」に改める。

第六十二条第一項中「公職の候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿）

「改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、
「辞したとき」の下に「又は名簿届出政党等につき

項の規定による届出があつたとき若しくは同条第九項の規定による却下があつたとき」を加え、同条第七項中「又は」を「若しくは」に改め、「辞したとき」の下に「又は名簿届出政党等につき第八十六

くは同条第九項の規定による却下があつたとき」を加え、同条第八項ただし書中「但し」を「ただし」に、「属し」を「属する政党その他の政治団体若し

くは同項の規定による開票立会人を届け出た名簿
届出政党等」に、「候補者の届出」を「候補者若しく

は名簿届出政党等の届出に改める。
第六十六条第三項中「終つた」を「終わつた」に、
「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議

第六十八条中「左の」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙については、次の」に改める。

同条第一号中「成規」を「所定」に改め、同条第二号中「第八十六条の二」を「第八十六条の四」に、「第八十七条」を「第八十七条第一項」に改め、同条第

五号中「氏名の外」を「氏名のほか」に、「ものし」を「もの。ただし」に改め、同条に次の一項を

加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙については、次の投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体(第八十六条の二(名簿)による立候補の届出等)第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体を含むの名称又は略称を記載したもの

三 第八十六条の二第一項の届出をした政党その他の政治団体で同項各号のいずれにも該当していなかったもの又は第八十七条第三項(名簿の重複届出の禁止)の規定に違反して第八十六条の二第一項の名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

四 第八十六条の二第一項の名簿登載者の全員が同条第五項前段に規定する事由に該当しており又は同項後段の届出がされている場合の当該名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五 一投票中に二以上の名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を記載したもの

六 名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称及び略称のほか、他事を記載したもの。ただし、本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

七 名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を自書しないもの

八 名簿届出政党等のいずれかを記載したかを確

認し難いもの

第六十八条の二の見出し中「同一氏名等の候補者」を「同一氏名の候補者等」に改め、同条第一項中「前条第七号」を「前条第一項第七号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「当該候補者」の下に「又は当該名簿届出政党等」を加え、「按分」を「あん分」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八十六条の二(名簿)による立候補の届出等)第一項の届出に係る名称又は略称が同一である名簿届出政党等が二以上ある場合において、その名称又は略称のみを記載した投票は、前条第二項第八号の規定にかかわらず、有効とする。

第七十五条第二項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「置く外」を「置くほか」に改め、同条第三項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第七十六条及び第七十七条第一項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第七十八条中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「予め」を「あらかじめ」に改める。

第七十九条第一項中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に、「第六十八条の二」を「第六十八条の二第一項及び第三項」に、「合せて」を「合わせて」に改める。

第八十条第一項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「立会」を「立会い」に改め、「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加え、同条第三項中「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加える。

第八十一条の見出し中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改め、同条第一項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「終つた」を「終わった」に、「写」を「写し」に改め、同条第二項中「立会」を「立会い」に、「各公職の候補者」を「各名簿届出政党等」に改め、同条第三項中「各公職の候補者」を「各名簿届出政党等」に改める。

第八十二条第二項及び第八十四条中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第八十六条の見出しを「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等」に改め、同条第一項中「公職の候補者」の下

に「参議院(比例代表選出)議員の候補者を除く。以下この条において同じ。」を加え、同条第四項中「次条及び第八十七条」を「第八十六条の四(被選挙権のない者の立候補の禁止)又は第八十七条第一項に、「参議院議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「地位にある者」の下に「(次条、第八十六条の三(政党その他の政治団体の名称の届出等)、第六十九条(選挙公報の発行手続)第五項及び第七十五条(投票記載所の氏名等の掲示)第三項において「代表者」という。を加え、同条第五項中「参議院議員」及び「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、「参議院(全国選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日までに」を削り、同条第九項中「次条又は第八十七条」を「第八十六条の四又は第八十七条第一項」に改め、同条第十一項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、「(参議院(全国選出)議員の選挙については中央選挙管理会)を削る。

第八十六条の二を第八十六条の四とし、第八十六条の次に次の二条を加える。

(参議院(比例代表選出)議員の選挙における名簿による立候補の届出等)

第八十六条の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、次の各号の一に該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称(一の略称を含む)並びにその所属する者(当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む。以下この条及び第九十八条(被選挙権の喪失と当選人の決定等)第二項において同じ。)の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書(以下「名簿」という)を選挙長に届け出ることにより、その名簿に記載されている者(以下「名簿登載者」という)を当該選挙における候補者とする事ができる。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙

又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票数が当該選挙における有効投票の総数の百分の四以上であること。

三 当該参議院議員の選挙において公職の候補者(この項の規定による届出をすることにより公職の候補者となる名簿登載者を含む)を十人以上有すること。

2 前項の届出は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、郵便によることなく、当該名簿に次に掲げる文書を添えて、しなければならない。

一 政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに名簿登載者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに政令で定める事項を記載し、代表者が署名押印した文書

二 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書

三 前項各号の一に該当することを証する政令で定める文書

四 当該届出が第八十七条(重複立候補等の禁止)第三項の規定に違反するものでないことを代表者が誓う旨の宣誓書

五 名簿登載者の公職の候補者となることについての同意書及び第八十六条の四(被選挙権のない者の立候補の禁止)又は第八十七条第一項若しくは第二項の規定により公職の候補者となる事ができない者でないことを当該名簿登載者が誓う旨の宣誓書

六 名簿登載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下単に「名簿登載者の選定」という)を当該政党その他の政治団体において行つた機関の名称、その構成員の選出方法並びに名簿登載者の選定の手続を記載した文書並びに当該名簿登載者の選定を適正に行つたことを当該機関を代表する者が誓う旨の宣誓書

「名簿登載者の選定」という)を当該政党その他の政治団体において行つた機関の名称、その構成員の選出方法並びに名簿登載者の選定の手続を記載した文書並びに当該名簿登載者の選定を適正に行つたことを当該機関を代表する者が誓う旨の宣誓書

七 その他政令で定める文書

3 名簿に記載する政党その他の政治団体の名称及び略称は、次条第四項の告示に係る政党その他の政治団体にあつては当該告示に係る名称及び略称、その他の政党その他の政治団体にあつては同項の規定により告示された名称及び略称並びにこれらに類似する名称及び略称並びにその代表者若しくは名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称以外の名称及び略称でなければならぬ。この場合において、同項の告示に係る政党その他の政治団体の当該告示に係る名称及び略称がその代表者若しくは名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称となつてゐるときは、当該政党その他の政治団体は、前段の規定の適用については、同項の告示に係る政党その他の政治団体でないものとみなす。

4 名簿に記載することができず候補者となるべき者の数は、当該選挙において選挙すべき議員の数を超えることができない。

5 当該選挙の期日までに、名簿登載者が死亡し若しくは第九十一条（公務員となつた候補者の取扱）第二項若しくは第三項（当選人が兼職禁止の職にある場合の特例）第四項の規定に該当するに至つたことを知つたとき又は第八十六条の四若しくは第八十七条第一項若しくは第二項の規定により公職の候補者となり若しくは公職の候補者であることができない者であることを知つたときは、選挙長は、第一項の規定による届出に係る名簿における当該名簿登載者に係る記載をまつ消するとともに、直ちにその旨を当該名簿届出政党等に通知しなければならない。名簿登載者につき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該名簿届出政党等から文書でされたときも、また同様とする。

6 前項後段の文書には、当該届出に係る事由

が、除名である場合にあっては当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の宣誓書、離党である場合にあっては当該名簿登載者が名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあっては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならない。

7 第一項の規定による届出の後（この項の規定による届出があつたときは、当該届出の後）名簿登載者でなくなつた者の数が第一項の規定による届出のときにおける名簿登載者の数の四分の一に相当する数を超えるに至つたときは、名簿届出政党等は、当該選挙の期日前十日までの間に、同項及び第二項（第二号から第四号までを除く）の規定の例により、当該名簿登載者でなくなつた者の数を超えない範囲内において、名簿登載者の補充の届出をすることができ、この場合においては、当該届出の際現に名簿登載者である者の当選人となるべき順位をも変更することができ、

8 名簿届出政党等は、前項に規定する日までの間に、郵便によることなく文書で選挙長に届け出ることにより、名簿を取り下げることができ、この場合においては、取下げの事由を証する文書を添えなければならない。

9 第一項の届出が同項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること若しくは第三項若しくは第四項若しくは第八十七条第三項の規定に違反してされたものであることを知つたとき又は第一項の規定による届出に係る名簿につき第七項に規定する期限経過後において名簿登載者の全員が第五項の規定により当該名簿における記載をまつ消すべき者であることを知つたときは、選挙長は、当該第一項の届出を却下しなければならない。

10 第七項の届出が同項の規定に違反してされたものであることを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しなければならない。

11 第一項、第七項若しくは第八項の規定による

届出があつたとき、第九項若しくは前項の規定により届出を却下したとき又は第五項の規定により名簿における名簿登載者に係る記載をまつ消したときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならない。

12 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（政党その他の政治団体の名称の届出等）
第八十六条の三 前条第一項に規定する政党その他の政治団体のうち同項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体は、参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に、郵便によることなく文書で、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を中央選挙管理会に届け出るものとする。

この場合において、当該名称及び略称は、その代表者若しくは名簿登載者としてしようとする者の氏名が表示され、又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称であつてはならない。

2 前項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称、本部の所在地、代表者の氏名その他政令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書及び当該政党その他の政治団体が前条第一項第一号又は第二号に該当することを証する政令で定める文書を添えなければならない。

4 中央選挙管理会は、第一項の期間経過後速やかに、同項の規定による届出に係る政党その他の政治団体の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名を告示しなければならない。

5 第一項の規定による届出した政党その他の政治団体は、前項の規定による告示があつた日以後においても、郵便によることなく文書で、

中央選挙管理会に当該届出を撤回する旨の届出をすることができ、この場合においては、中央選挙管理会は、その旨の告示をしなければならない。

6 参議院（比例代表選出）議員の再選挙及び補欠選挙における第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の見出しを（重複立候補等の禁止）に改め、同条に次の二項を加える。

2 一の名簿の公職の候補者たる名簿登載者は、当該選挙において、同時に、他の名簿の公職の候補者たる名簿登載者であることができない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において、名簿届出政党等は、重ねて名簿を届け出ることができない。

第九十条中「又は推薦届出をされたとき」を「若しくは推薦届出をされたとき又は第八十六条の二（名簿による立候補の届出等）第一項及び第七項の規定による届出により公職の候補者となつたとき」に改める。

第九十一条の見出しを（公務員となつた候補者の取扱）に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙において、名簿登載者が第八十八条又は第八十九条の規定により公職の候補者となることができない者となつたときは、その者は、公職の候補者たる名簿登載者でなくなるものとする。

万円を「百二十万円」に改め、同条を同条第六号とし、同条第八号中「十万円」を「二十万円」に改め、同条を同条第七号とし、同条第九号中「二十五万円」を「五十万円」に改め、同条を同条第八号とし、同条第十号中「十二万円」を「二十四万円」に改め、同条を同条第九号とし、同条に次の一項を加える。

2 第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）

第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、四百万円に当該名簿の登録者の数を乗じて得た金額又はこれに相当する額面の国債証券を供託しなければならない。

第九十三條の見出しを「公職の候補者に係る供託物の没収」に改め、同条第一項中「公職の候補者」を「第八十六條（公職の候補者の立候補の届出等）第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により届出又は推薦届出のあつた公職の候補者」に、「左の」を「次の」に、「前条」を「前条第一項」に、「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に、「八分の一」を「八分の一」に改め、同条を同項第二号とし、同項第四号とし、同条第二項中「公職の候補者が」を「同項に規定する公職の候補者が」に、「第九十一條」を「第九十一條第一項」に、「及び公職の候補者」を「及び前項に規定する公職の候補者」に改め、「公職の候補者の立候補の届出等」を削る。

第九十四條を次のように改める。

（名簿届出政党等に係る供託物の没収）

第九十四條 参議院（比例代表選出）議員の選挙において、名簿届出政党等につき、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数に達しないときは、当該名簿届出政党等に係る第九十二條（供託第二項の供託物のうち四百万円に同号に掲げる数から第一号に掲げる数を減じて得た数を乗じて得た金額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する）。

（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数が及び当選人）

第九十五條の二 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、各名簿届出政党等の得票数を一から当該名簿届出政党等に係る名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三條（当選人が兼職禁止の職にある場合の特例）第四項を除き、以下この章及び次章において同じ。）の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各名簿届出政党等の得票数に係るものの個数をもつて、それぞれの名簿届出政党等の当選人の数とする。

2 前項の場合において、二以上の商が同一の数値であるため同項の規定によつてはそれぞれの名簿届出政党等に係る当選人の数を定めること

一 当該名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数

二 第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）第一項の規定による届出のときにおける名簿登載者の数

2 第八十六條の二第八項の規定により名簿を取り下げ、又は同条第九項の規定により同条第一項の届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二條第二項の供託物は、国庫に帰属する。

第九十五條の見出しを「（参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人）に改め、同条第一項中「各選挙において」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に、「得票」を「得票。ただし」に改め、同条を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数が及び当選人）

第九十五條の二 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、各名簿届出政党等の得票数を一から当該名簿届出政党等に係る名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三條（当選人が兼職禁止の職にある場合の特例）第四項を除き、以下この章及び次章において同じ。）の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各名簿届出政党等の得票数に係るものの個数をもつて、それぞれの名簿届出政党等の当選人の数とする。

2 前項の場合において、二以上の商が同一の数値であるため同項の規定によつてはそれぞれの名簿届出政党等に係る当選人の数を定めること

ができないときは、それらの商のうち、当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにあるべき商を、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、各名簿届出政党等の届出に係る名簿登載者のうち、それらの者の間における当選人となるべき順位に従い、前二項の規定により定められた当該名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の名簿登載者を、当選人とする。

第九十六條中「第二百八條（当選の効力に関する訴訟）」を「第二百八條（当選の効力に関する訴訟）第一項」に、「当選人を定める」を「当選人（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等に係る当選人の数又は当選人。以下この条において同じ。）を定める」に改める。

第九十七條の見出しを「（参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人の繰上補充）」に改め、同条第一項中「当選人が死亡者」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙に於いて、当選人が死亡者」に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に改め、同条第二項中「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充）

第九十七條の二 参議院（比例代表選出）議員の選挙に於いて、当選人が死亡者である場合、第九十九條（被選挙権の喪失）若しくは第百三條（当選人が兼職禁止の職にある場合の特例）第二項及び第四項の規定により当選を失つた場合又は第二百五十一條（当選人の選挙犯罪による当選無効）の規定により当選が無効となつた場合において、当該当選人に係る名簿の名簿登載者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から、その名簿

における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めなければならない。

第九十八條の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「前二條」を「前三條」に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に、「又は第九十五條第二項」を「同条第二項」に、「受けた得票者」を「受けた得票者又は名簿登載者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙に係る第九十六條（当選人の更正決定）又は前条の場合において、名簿登載者で当選人とならなかつたものにつき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされているときは、これを当選人と定めることができない。名簿を取り下げる旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされている場合は当該名簿に係る名簿登載者で当選人とならなかつたものについても、また同様とする。

3 第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）第六項及び第八項後段の規定は、前項の届出について準用する。

第百條第一項中「第五項の規定による届出のあつた候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）第一項又は第七項の規定による届出に係る名簿登載者。第三項において同じ。）」を加え、「同条」を「第八十六條」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百一條の見出し中「当選人」を「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人」に改め、同条第一項中「当選人」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙において、当選人」に改め、「（参議院全国選出議員の選挙に於いては中央選挙管理会）」を削り、同条第二項中「（参議院全国選出議員の選挙に於いては中央選挙

における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めなければならない。

第九十八條の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「前二條」を「前三條」に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に、「又は第九十五條第二項」を「同条第二項」に、「受けた得票者」を「受けた得票者又は名簿登載者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙に係る第九十六條（当選人の更正決定）又は前条の場合において、名簿登載者で当選人とならなかつたものにつき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされているときは、これを当選人と定めることができない。名簿を取り下げる旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされている場合は当該名簿に係る名簿登載者で当選人とならなかつたものについても、また同様とする。

3 第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）第六項及び第八項後段の規定は、前項の届出について準用する。

第百條第一項中「第五項の規定による届出のあつた候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）第一項又は第七項の規定による届出に係る名簿登載者。第三項において同じ。）」を加え、「同条」を「第八十六條」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百一條の見出し中「当選人」を「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人」に改め、同条第一項中「当選人」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙において、当選人」に改め、「（参議院全国選出議員の選挙に於いては中央選挙管理会）」を削り、同条第二項中「（参議院全国選出議員の選挙に於いては中央選挙

[illegible]

比例代表選出議員」に改め、同項第二号中「但し」

2 参議院(比例代表選出)議員の欠員が生じた場合において、当該議員に係る名簿の名簿登載者

十二条に、「その選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときは、その者の中から」を「比例代表選出議員の選挙にあつては当該議員又は当選人に係る名簿の名簿登載者」と在任期間の短い議員又はその当選人があるときとその者のうちからその名簿における当選人となるべき順位に従い、選挙区選出議員の選挙にあつて

はその選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときはその者の中から」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の場合」を「第三項の場合における在任期間の長い議員の選挙の決定及び前項の場合」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「参議院議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「（無投票当選）を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「参議院議員」を「参議院（選挙区選出議員）」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 在任期間を異にする参議院（比例代表選出）議員について選挙を合併して行った場合においては、各名簿届出政党等に係る当選人の数のうち、第九十五条の二（名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人）第一項及び第二項中「当該選挙において選挙すべき議員の数」とあるのは「当該選挙において選挙すべき在任期間の長い議員の数」としてこれらの規定を適用した場合における各名簿届出政党等に係る当選人の数を、各名簿届出政党等に係る在任期間の長い議員の選挙の当選人の数とする。

3 在任期間を異にする参議院（比例代表選出）議員について選挙を合併して行った場合において、第百条（無投票当選）第一項の規定の適用があるときは、くじにより、各名簿届出政党等に係る在任期間の長い議員の選挙の当選人の数を定める。

4 在任期間を異にする参議院（比例代表選出）議員について選挙を合併して行った場合においては、各名簿届出政党等の届出に係る名簿登載者のうち、それらの者の間における当選人となるべき順位に従い、前二項の規定により定められた当該名簿届出政党等に係る在任期間の長い議員の選挙の当選人の数に相当する数の名簿登載者を、在任期間の長い議員の選挙の当選人とする。

第百二十九条中「又は」を「若しくは」に改め、

「公職の候補者の届出の下に」又は第八十六条の二（名簿による立候補の届出）第一項の規定による名簿の届出を加える。

第百三十条第一項中「公職の候補者」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、公職の候補者に改め、同条第二項中「前項の者が」を「前二項の」に、「直ちに」を「当該設置者が」に、「（前項の選挙事務所にあつては、当該名簿届出政党等）は、直ちに」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、名簿届出政党等でなければ、当該選挙につき、選挙事務所に設置することができない。

第百三十一条第一項中「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙における名簿届出政党等の選挙事務所は、都道府県ごとに、一箇所とする。

第百三十一条第四項中「設置者」の下に「（第二項の選挙事務所にあつては、名簿届出政党等。次項において同じ。）」を加え、同条第五項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百三十四条第一項中「第百三十条第一項（選挙事務所の設置者）」を「第百三十条（選挙事務所の設置）第一項若しくは第二項に、参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百三十八条の三中「公職に就くべき者」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数）を加える。

第百三十九条ただし書中「ただし、選挙運動を」に「ただし、参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙において、選挙運動」に改める。

第百四十条の二第一項ただし書中「但し、演説会場」を「ただし、参議院（比例代表選出）議員の

選挙以外の選挙において、演説会場」に改める。

第百四十一条第一項中「主として」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、主として」に、「左の各号に規定するものの外は」を「自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。）一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいのほかは」に、「但し」を「ただし」に、「一揃」を「一そろい」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、自動車、拡声機及び船舶は、主として選挙運動のために使用することはできない。

第百四十一条の二第一項中「公職の候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の候補者を除く。次項において同じ。）」を加え、「以下本条中同じ」を「同項において同じ」に改め、同条第二項中「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）」を削る。

第百四十二条第一項中「選挙運動」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動」に改め、同条第二号中「参議院（全国選出）議員の選挙にあつては、公職の候補者一人につき、通常葉書 十二万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 三十五万枚、参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に、「第百四十三条（文書図画の掲示）」を「次条」に改め、「公職の候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の候補者を除く。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に、「第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項

とし、同条第四項中「（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、文書図画は、選挙運動のために頒布することができない。

第百四十三条第一項中「左の各号」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては第一号、その他の選挙にあつては次の各号」に、「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第四号の二中「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に、同条第五号中「一除く外」を「一除くほか」に改め、同条第三項中「一参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同条第十四項中「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、「（参議院全国選出議員の選挙については、同号のポスター）」を削り、「（自動車、拡声機及び船舶の使用）」第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同条第十六項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百四十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「一千二百枚但し」を「一千二百枚。ただし」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」及び「（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会又は都道府県選挙管理委員会）」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項第二号及び第三号並びに前項」を「前二項」に改める。

第百四十四条の二第一項中「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改める。

第百四十五条第一項中「参議院（全国選出）議員」を削る。

第百四十九条第一項中「公職の候補者」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について

とし、同条第四項中「（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、文書図画は、選挙運動のために頒布することができない。

第百四十三条第一項中「左の各号」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては第一号、その他の選挙にあつては次の各号」に、「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第四号の二中「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に、同条第五号中「一除く外」を「一除くほか」に改め、同条第三項中「一参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同条第十四項中「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、「（参議院全国選出議員の選挙については、同号のポスター）」を削り、「（自動車、拡声機及び船舶の使用）」第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同条第十六項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

は、公職の候補者」に、「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「参議院全国選出議員の選挙にあつては六回」を削り、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙については、名簿届出政党等は、命令で定めるところにより、名簿登載者の数（二十五人を超える場合においては、二十五人とする。以下この章において同じ。）に応じて命令で定める寸法で、いずれかの一の新聞に、選挙運動の期間中、命令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができ。

第百五十条第一項中「当該公職の候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等。次項及び次条において同じ。）」を、「公益のため、その政見の下に」（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を加え、同条第二項中「同一時間数」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者の数に応じて命令で定める時間数）」を加え、同条第三項中「（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者）」を「（参議院（比例代表選出）議員の選挙における名簿届出政党等）」に改める。

第百五十条の二中「他人の」を「他人若しくは他の政党その他の政治団体の」に、「そこなう」を「損なう」に改める。

第百五十一条第一項中「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同条第三項中「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百五十二条中「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改める。

第百六十一条第一項中「公職の候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の候補者を除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。）」を加え、「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「前各号の外」を「前二号のほか」に改める。

第百六十四条の二第二項中「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改める。

第百六十四条の五第一項中「選挙運動」を「（参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動）」に、「駐り、第二項」を「とどまり、第三項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「（参議院全国選出議員の場合にあつては十五）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「予め」を「あらかじめ」に改め、「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、選挙運動のためにする街頭演説は、これを行うことができない。

第百六十四条の七を削る。

第百六十四条の八第一項中「第百六十四条の五」を「第百六十四条の五第一項」に、「第百四十一条」を「第百四十一条第一項」に改め、「（参議院全国選出議員の場合にあつては、その候補者一人について一都道府県ごとに）」を削り、同条第二項中「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）」を削り、同条を第百六十四条の七とする。

第百六十七条第一項中「参議院議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に、「因る」を「よる」に、「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会、名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならぬ。

第百六十八条第一項中「公職の候補者」を「衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県知事の選挙において公職の候補者」に、「参議院地方選出議員」を「（参議院選挙区選出議員）」に改め、「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）」を削り、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「（参議院（地方選出）議員）」を「（参議院（選挙区選出）議員）」に、「（参議院（全国選出）議員の選挙にあつては字数六百）」を「（参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては名簿登載者の数に応じて命令で定める字数）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙において名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から四日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならぬ。

第百六十九条第一項中「参議院（全国選出）議員」を「参議院（比例代表選出）議員」に、「前条第一項」を「前条第二項」に、「前条第二項」を「同条第三項」に、「写」を「写し」に改め、同条第二項中「写」を「写し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、参議院（比例代表選出）議員の選挙については、名簿登載者の数に応じて命令で定める寸法により掲載するものとする。

第百六十九条第三項中「全国選出議員の候補者の」を「（比例代表選出議員の選挙に係る）」に、「地方選出議員の候補者の」を「（選挙区選出議員の選挙に係る）」に改め、同条第四項中「一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等」を「（衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公

職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二人以上の名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等」に改め、同条第五項中「又はその代人」を「若しくはその代人又は同条第二項の申請をした名簿届出政党等の代表者若しくはその代人」に改める。

第百七十二条中「ものの外」を「もののほか」に、「（参議院全国選出議員）」を「（参議院比例代表選出議員）」に改める。

第百七十三条及び第百七十四条を次のように改める。

第百七十三条及び第百七十四条 削除

第百七十四条の二及び第百七十五条を削る。

第百七十五条の二第二項中「投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、公職の候補者」を「参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に名簿届出政党等の名称及び略称の記載を並べ、投票所内のその他の適当な箇所に名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「（参議院（全国選出）議員の選挙にあつては第百七十四条第一項（氏名等の掲載の順序）の規定により定められた順序により）」を「（参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては、いずれの揭示の掲載の順序も同一となるように、都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに）」に改め、同条第三項を次のように改め、同条を第百七十五条とする。

3 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等の代表者）又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

第百七十六条中「参議院（地方選出）議員」を「参議院（選挙区選出）議員」に改め、同条後段（各号を含む。）を削る。

第七十七條第一項中「同条第四項を」同条第五項に改め、「若しくは片道普通乗車券」を削り、同条第二項中「及び第三項」を「及び第二項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「若しくは片道普通乗車券」を削る。

第十三章中第七十八條の二の次に次の一条を加える。

(参議院議員の選挙における選挙運動の態様)
第七十八條の三 参議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動の制限に関するこの章の規定は、選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げるものではない。

第七十九條の次に次の一条を加える。
(適用除外)
第七十九條の二 次条から第九十七條の二までの規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

第八十條第三項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。
第八十九條第一項中「添附して、左の」を「添付して、次の」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第九十二條第一項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第二項中「中央選挙管理会にあつては官報により」を削り、「予め」を「あらかじめ」に、「周知させ易い」を「周知させやすい」に改め、同条第三項中「又は中央選挙管理会」を削り、同条第四項中「(参議院全国選出議員については自治省令)」を削る。

第九十三條中「中央選挙管理会」を削る。
第九十四條第一項中「公職の候補者一人につき、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては」を「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、公職の候補者一人につき、」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「参議院(地方選

出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。
第九十六條中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。
第九十七條の二第一項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第二項中「(自動車、拡声機及び船舶の使用)」の下に「第一項を加え、」(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第三項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第九十九條の五第四項中「本条を」この条に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。
第十四章の二の章名中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第二百一條の二中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「本章を」この章に、「よる外」を「よるほか」に改める。

第二百一條の四第一項中「参議院議員の選挙」を「参議院(選挙区選出)議員の選挙」に改め、「(参議院全国選出議員の候補者にあつては、全都道府県の区域)」を削り、同条第二項中「(参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会)」を削り、同条第四項中「又は中央選挙管理会」を削る。

第二百一條の六第一項ただし書中「当該選挙において」を「名簿届出政党等であり又は当該選挙において」に改め、同項第三号中「所属候補者」の下に「(名簿登載者を含む。第四号において同じ。)」を加え、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「所属候補者」とあるのは、「当該名簿届出政党等又は所属候補者」と読み替へるものとする。

第二百一條の七第二項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、「自動車の台数は、所属候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者)」を加え、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「行なう」

を「行う」に改める。
第二百一條の十一第一項中「本章を」この章に、「普及宣伝の外」を「普及宣伝のほか」に改め、「選挙運動」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該名簿届出政党等の選挙運動)」を加え、同条第四項中「本章を」この章に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第七項中「本章を」この章に改め、「所属候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該名簿届出政党等)」を加える。

第二百四條中「公職の候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等)」を加え、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第二百五條に次の一項を加える。
5 参議院(比例代表選出)議員の選挙については、前三項の規定は適用せず、第一項の規定により選挙の一部を無効とする判決があつた場合においても、名簿届出政党等に係る当選人の数の決定及び当選人の決定は、当該再選挙の結果に基づく新たな決定に係る告示がされるまでの間(第三十四條その他の選挙)第二項本文の規定により当該再選挙を行わないこととされる場合にあつては、当該議員の任期満了の日までの間は、なおその効力を有する。

第二百八條中「当選を」しなかつた者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等を含む。)」を加え、「不服がある者」を「不服があるもの」に、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「及び第六六條第二項」を「若しくは第六六條の二第二項(当選人の数及び当選人の決定の告示)又は第六六條第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の当選の効力に關し訴訟の提起があつた場合において、名簿届出政党等に係る当選人の数の決定に過誤があると

きは、裁判所は、当該名簿届出政党等に係る当選人の数の決定の無効を判決しなければならぬ。この場合においては、当該名簿届出政党等につき失われることのない当選人の数を併せて判決するものとする。

第二百九條第二項中「第四項」を「第五項」に改める。
第二百九條の二中「且つ」を「かつ」に改め、「第九十五條(当選人)」の下に「又は第九十五條の二(名簿届出政党等に係る当選人の数)」を、「各候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加え、「按分」を「あん分」に改める。

第二百一十一條第二項中「第二百五十一條の二(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に、「第二百五十一條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号」を「第二百五十一條の二(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に、「第二百五十一條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号」に、「第二百五十一條の三の規定」を「第二百五十一條の三第一項の規定」に改める。

第二百一十七條中「第二百八條」を「第二百八條第一項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。
第二百二十條第一項及び第三項中「且つ、参議院全国選出議員」を「かつ、参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第二百二十四條の二の次に次の一条を加える。
(名簿登載者の選定に関する罪)
第二百二十四條の三 名簿登載者の選定につき権限を有する者が、その権限の行使に關し、請託を受けて、財産上の利益を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、これを三年以下の懲役に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
3 第一項の場合において、收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することがで

きないときは、その価額を追徴する。

第二百二十六条第二項及び第二百二十七条中「氏名」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体の名称又は略称)」を加える。

第二百二十八条の見出しを「(投票干渉罪)」に改め、同条第一項中「干渉し」を「干渉し」に改め、「氏名」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体の名称又は略称)」を加える。

第二百三十四条中「投票干渉罪」を「投票干渉罪」に改める。

第二百三十七条の二中「氏名」の下に「若しくは名簿届出政党等の名称若しくは略称を加える。

第二百三十八条の二第一項中「第八十六条第四項(立候補者の立候補の届出等)第四項(同条第五項、第六項及び第八項においてその例によることとされる場合を含む。又は第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第二項(同条第七項においてその例によることとされる場合を含む。))」を「添付された」を「添付された」に改め、同条第二項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第二百三十九条第二号中「規定による命令」の下に「(名簿届出政党等が設置した選挙事務所以外の選挙事務所についてのものに限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第百三十四条の規定による命令に違反して選挙事務所を閉鎖しなかつたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第二百四十条第一号中「第三項まで」を「又は第三項」に改め、同条第一号の二中「第百三十九

一条第四項」を「第百三十一條第一項又は第三項の規定により設置した選挙事務所につき同条第四項」に改め、同条第二号中「設置」の下に「(名簿届出政党等が設置した場合の当該設置を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第百三十一條第二項(選挙事務所の数)の規定による定数を超え、若しくは第百三十二條の規定に違反して選挙事務所を設置したとき又は第百三十一條第四項の規定に違反して選挙事務所を移動(廃止に伴う設置を含む。したときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百四十一條第一号中「第百三十條第一項(選挙事務所の設置者)」を「第百三十條(選挙事務所の設置)第一項又は第二項」に改める。

第二百四十二條中「第百三十條第二項(選挙事務所の設置及び異動の届出)」を「第百三十條(選挙事務所の設置及び届出)第一項(選挙事務所について、同条第三項)に改め、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第百三十條第三項の届出を怠り、又は第百三十一條第五項の規定に違反して標札を掲示しなかつたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百四十三條第二号中「第百四十一條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六号中「第百四十九條第二項」を「第百四十九條第三項」に改め、同条第八号の四「第百六十四條の七(参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例)」を「第二項」に改め、同条第八号の六「第百六十四條の八」を「第百六十四條の七」に改め、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第百四十九條第二項(新聞広告)の規定に違反して新聞広告をしたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第二百四十四條第二号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第五号の二「第四項」を「第五項」に改める。

第二百五十一條の二に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、参議院(比例代表選出議員の選挙については、適用がないものとする。

第二百五十一條の三「行なわれた」を「行われた」に、「行なつた」を「行つた」に、「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号」を「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、参議院(比例代表選出議員の選挙については、適用がないものとする。

第二百五十三條の二第一項中「本章」を「この章」に、「第二百五十一條の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)各号」を「第二百五十一條の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に、「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第二号」を「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

第二百五十四條中「本章」を「この章」に、「第二百五十一條の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)各号」を「第二百五十一條の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に、「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号」を「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一項第一号」に、「且つ、参議院全国選出議員」を「かつ、参議院(比例代表選出議員)」に改める。

第二百五十四條の二第一項中「第二百五十一條の二」を「参議院(比例代表選出議員の選挙以外の選挙について、第二百五十一條の二)に改め、同条第三項中「参議院(全国選出議員の選挙については中央選挙管理会、この法律に定めるその他の選挙については)を削る。

第二百五十五條第一項中「氏名」の下に「又は一

の名簿届出政党等の名称若しくは略称」を加え、「本章」を「この章」に改め、同条第二項中「投票干渉罪」を「投票干渉罪」に改める。

第二百六十二條中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「すべての選挙における」を削る。

第二百六十三條第五号の三「第百四十一條第二項」を「第百四十一條第三項」に改め、同条第五号の四「第百四十一條第四項」を「第百四十一條第五項」に改め、同条第六号中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十号中「第百六十四條の八」を「第百六十四條の七」に改め、同条第十一号中「第百七十三條(参議院全国選出議員の候補者の氏名等の揭示)及び第百七十五條の二」を「第百七十五條」に改める。

第二百七十一條の三を第二百七十一條の四とし、第二百七十一條の二の次に次の一項を加える。

(参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例)

第二百七十一條の三 参議院(比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙につきこの法律の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることができ。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の規定は、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙(次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。))について、適用する。

3 その期日の公示又は告示の日が前項に規定する日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、この法律による改正前の公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、なおその効力を有する。この場合において、その期日の告示

☐ ☐ ☐

の日の同項に規定する日以後である再選挙及び補欠選挙についてこの法律による改正前の公職選挙法第九十二条の規定を適用するときは、同

条中「百万円」とあるのは「二百万円」と、「二百万円」とあるのは「四百万円」と、「二十万円」とあるのは「四十万円」と、「十五万円」とあるのは「三十万円」と、「六十万円」とあるのは「百二十万円」と、「十万円」とあるのは「二十万円」と、「二十五万円」とあるのは「五十万円」と、「十二万円」とあるのは「二十四万円」とする。
(経過措置)

第二条 この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙については、同号中「比例代表の公職選挙法第八十六条の二第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」とあるのは、「全国選出議員の選挙若しくは地方選出議員の選挙」とする。

（地方自治法の一部改正）
 第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
 第一百八条第二項中「基く」を「基づく」に、
 「第四十六条を」「第四十六条第一項及び第三項」に、「第六十八条及び」を「第六十八条第一項並びに」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）
 第四条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
 第四十九条の表第二百三十七条の二の項中「候補者の氏名又は候補者に対して○の記号」を「候補者の氏名若しくは名簿届出政党等の名称」

「若しくは推薦届出をされた者又は同法第八十六條の二の規定による届出により候補者となつた」に改める。

第六條 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第二項但書」を「第一項ただし書」に、「第九項但書及び

第六十八條を「第八項ただし書、第六十八條及び第六十八條の二第二項」に、「第八十六條の二」を「第八十六條の四」に、「第九十一條」を「第

九十一条第一項に、第九十六条から第九十八条まで」を「第九十五条の二から第九十八条まで

及び第百一条の二に、一第百三十条、第百三十一条第三項及び第四項を「第百三十条第一項、第三項、第百三十一条第三項、第四項」に改

め、「第二百四条」の下に、「第二百五条第五項」を加え、「第二百三十五条の二第一号」を「第二

百二十四条の三、第二百三十五条の二「第一号」に、「第二百三十九条第四号」を「第二百三十九

條第一項第四号、第二項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項」に、「第二百四十三

条第一号、第二号から第九号まで」を「第二百四十三條第二項第一号、第二号から第九号まで、

第二項に改め、第二百五十一條の第二項の下に、第三項、第二百五十一條の第三項

条」に改め、同表第一百二十一条第一項の項中「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に、「第九十五条第二項」を「同表第二項」に改め、同表第二百一十一条の項中「第二百一十一条」を「第二百一十一条第一項」に改め、同表第二百一十二条第一項の項中「第二百一十二条及び第二百一十二条第二項」を「第二百一十二条第五項及び第二百一十二条第二項」に改め、同表第二百五十三條の二第一項の項及び第二百五十四條の項中「本章」を「この章」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第九条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十七号中「公職の候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十五各号列記以外の部分中「第八十六条」を「第八十六条若しくは公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第

号)附則第一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の公職選挙法(以下この条において単に「旧公職選挙法」という。第八十六条又は公職選挙法第八十六条の二)に、「又は推薦届出をされた日」を若しくは推薦届出をされ、又は届出をされた日」に、「公職選挙法第八十六条」を「公職選挙法第八十六条又は旧公職選挙法第八十六条」に、「同法第八十九条」を「公職選挙法第八十九条又は旧公職選挙法第八十九条」に改め、同条第四号ロ中「公職選挙法第八十六条」を「公職選挙法第八十六条若しくは旧公職選挙法第八十六条」に、「又は推薦届出をされた者」を「若しくは推薦届出をされた者又は公職選挙法第八十六条の二の規定による届出により公職の候補者となつた者」に改める。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第十九条 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号 昭和五十六年十月十六日【参議院

第十一条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「選挙無効の判決が確定したとき」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効判決の場合にあつては、その者の当選が失われたとき)」を加え、「因り」を「より」に改める。

(適用区分等)

第十二条 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条並びに漁業法第九十四条第一項及び農業委員会等に関する法律第十一条の規定は、この法律の施行の日後に行われる投票又は同日後その期日を告示される選挙について適用し、同日までに行われた投票又は同日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第十三条 附則第一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされるこの法律による改正前の公職選挙法第八十六条の規定により候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者(当該候補者とならうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む)は、この法律による改正後の政治資金規正法第三条第四項の公職の候補者に含まれるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則第十二条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和五十六年十月二十一日印刷

昭和五十六年十月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局